

福島小学校 育友会規約

第1章 総則

第1条 本会は、福島小学校育友会と称し、事務局を学校内に置く。

第2条 本会は、家庭と学校と社会が一体となり、児童の福祉を増進し、会員相互の福祉を増進し、会員相互の教育に関する研修、親睦と社会教育の振興を図り、積極的に民主教育を推進するとともに教育的環境の充実を図る民主的団体である。

第2章 会員

第3条 本会の会員は、福島小学校に在籍する児童の保護者及び教職員で、本会の趣旨に賛同する人をもって組織する。

第3章 役員

第4条 本会には、次の役員を置く。

- 1 会長 … 1名
- 2 副会長 … 4名
- 3 書記 … 1名
- 4 会計 … 2名(うち1名は教職員とする。)
- 5 会計監査 … 2～3名

第5条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、会務を総理し、外部に対して本会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会務の円滑な運営に当たる。
- 3 書記・会計は、書記及び経理に関する一切の事務を行う。
- 4 会計監査は、会計の監査を行い、総会において結果を報告する。

第4章 専門部

第6条 本会には、次の専門部を置く。

- 1[文化給食部]
児童の学習、会員の文化的教養の向上を図り、特に人間尊重の精神の涵養、教育研究の推進及び食環境の改善に協力する。
- 2[保健体育部]
児童、会員の健康と体位の向上を図り、保健衛生の環境浄化に努める。
- 3[安全対策事業部]
児童の交通安全と校外活動の指導に協力するとともに、児童の環境を整備し、教育効果の向上につながる事業について計画し、実施する。
- 4[広報部]
育友会活動状況、子どもの健全な育成に関する情報等の広報活動に当たる。

第7条 各専門部は、部位長及び数名の副部長が中心になって活動する。

第5章 委員

第8条 本会には、次の委員を置く。

- 1 学年代表委員 … 各学年3名(但し、複数学級の場合は、学級1名ずつとする。)
- 2 学級代表 … 各学級3名(但し、複数学級の場合は、学年代表以外を学級委員とする。)
- 3 学校代表委員 … 若干名

第9条 委員の任務は、次のとおりとする。

- 1 学年代表委員は、学級の総意を反映し、本会事業の推進を図る。
- 2 学級委員は、学級児童を通じて本会目的達成のために、学級の中心になって諸活動を推進する。
- 3 学校代表委員は、教職員の代表として本会事業の推進に努める。

第10条 学年代表委員及び学級委員は、会長から委嘱を受けて、各専門部に所属し、活動する。また、子どもセンター開設事業の活動について、計画・実施を行う。

第11条 学年代表委員及び学級委員は、役員及び正副部長を併任することができない。

第6章 任期

第12条 役員及び正副部長としての任期は、後任選出までその任に当たる。

但し、継続して他の役員及び正副部長に就任した場合は、以前の任期期間を継続しない者とする。また、本人の了解のもとに、任期期間を延長することができるものとする。

第13条 役員または正副部長に欠員の生じた場合は、原則として運営委員会で後任者を選定し、その任期は、その年度を含めて2年とする。

第14条 学年代表委員及び学級委員の任期は、1年とする。欠員が生じた場合は、前任者

が後任者を選出し、その任期は残任期間とする。
但し、本人の了解のもとに、任期期間を延長することができるものとする。

第7章 顧問

第15条 本会のために特に功勞のあつた人を顧問にする。顧問は、本会の諮問に応え、本会の育成に協力する。

第8章 機関

第16条 本会には、次の機関を置く。

- 1 総 会（臨時總會）
- 2 運営委員会
- 3 委員總會
- 4 専門部会
- 5 役 員 会（役員部長会）
- 6 学級委員会
- 7 事務局会

第17条 總會は、原則として毎年4月に開催し、臨時總會は、必要に応じて会長が招集する。

第18条 總會では、次の事項を行う。

- 1 役員の承認
- 2 会務会計報告
- 3 予算決算に関する事
- 4 規則等の改廃に関する事
- 5 その他

第19条 總會の議長は、總會において会員の中から選出する。

第20条 運営委員会は、總會に次ぐ決議機関であり、役員、部長、学年代表委員及び学校代表委員をもって構成し育友会活動（子どもセンター開設事業を含む）の計画・実施等について協議する。本会は、原則として月に1回程度開催する。

第21条 委員總會は、役員、正副部長及び委員によって構成し、運営委員会において必要と認めた場合に会長が招集し、協議する。

第22条 本会の議決は、全て出席者の過半数をもって定める。

第9章 会計

第23条 本会の会計は、次のとおりとする。

- 1 本会の会計は、会員の納める会費、寄付金及び事業収益金をもって充てる。
- 2 本会の会費は、月額一口100円とする。
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 事務局

第24条 本会の事務局は、学校代表委員が責任者となり、会議の準備、備品管理、文書管理、会計管理その他の事項を行う。

〔付則〕

- 1 この規約は、昭和55年4月24日から施行する。
- 2 この規約は、昭和61年4月28日一部改正する。
- 3 この規約は、昭和62年4月27日一部改正する。
- 4 この規約は、平成元年4月25日一部改正する。
- 5 この規約は、平成3年4月26日一部改正する。
- 6 この規約は、平成4年4月21日一部改正する。
- 7 この規約は、平成7年4月26日一部改正する。
- 8 この規約は、平成8年4月23日一部改正する。
- 9 この規約は、平成10年4月24日一部改正する。
- 10 この規約は、平成14年4月26日一部改正する。
- 11 この規約は、平成20年4月24日一部改正する。
- 12 この規約は、平成28年4月25日一部改正する。
- 13 この規約は、令和5年4月28日一部改正する。
- 14 この規約は、令和6年4月18日一部改訂する。